

日本歯科東洋医学会選挙規則

(選挙の規則)

- 第1条 この規則は日本歯科東洋医学会（以下本会という）会則第10条によりこれを設ける。
- 2 選挙は公正に行なうことを要し、本会における一切の選挙はこの規則に定める所によりこれを行なう。
- 3 会長・監事候補者の選定にあたっては、会員の意識を調査し、その結果を参考にするため、会長・監事候補者予備選挙を行うことができる。

(選挙管理委員会)

- 第2条 選挙に関する一切の事務は、選挙管理委員会が管理する。

(選挙管理委員会の組織)

- 第3条 選挙管理委員会は、委員5名を以って組織し、委員長及び副委員長各1名を委員が互選する。

(委員の選出と任期)

- 第4条 委員は、常任理事会において選出し、その任期は役員の在任期間と同一とする。

(委員の補充)

- 第5条 委員に欠員を生じたときは予備委員で補充し、その任期は残された任期までとする。

(委員の辞任)

- 第6条 委員は、役員候補者となるときは、辞任しなければならない。

(選挙権、被選挙権)

- 第7条 正会員である理事者は、すべて選挙権を有する。但し、理事会に出席出来ない理事者はこれを有しない
- 2 被選挙権は、入会后5年を経過した理事経験者でなければこれを有しない。

(選挙人名簿)

- 第8条 選挙人名簿は、本会の理事者名簿を以ってこれに当る。

(選挙)

- 第9条 選挙は投票によりこれを行なう。投票は各選挙につき1人1票とする。但し、理事会の決議により投票を省略し、別段の方法によることができる。

(選挙管理委員会の機能)

- 第10条 選挙権、被選挙権の有無、投票の効力その他選挙の実施について生じた疑義は、選挙管理委員会の決するところによる。

(選挙の告示)

- 第11条 選挙期日は、常任理事会においてこれを定め、会長は選挙の30日前までにこれを各選挙人に知らさなければならない。立候補者は本会ホームページにおいて開示する。

(締切り期日)

- 第12条 立候補者の届出の締切りは、選挙日の10日前の正午までとする。

(立候補手続)

- 第13条 前条の候補者は、本会所定の用紙に記入の上、選挙管理委員会に届出なければならない。

(立候補の取り下げ)

- 第14条 立候補を届け出た者は、選挙の15日前の正午までに、選挙管理委員会に申し出ることによって、立候補を取り下げることができる。

(選挙の執行)

- 第15条 選挙の執行に関しては、選挙管理委員長の指示に従わなければならない。

(選挙方式)

第16条 会長候補者選挙は単記無記名、監事候補者は各別に連記無記名とする。

(選挙開始の宣告)

第17条 議長は選挙開始を宣告すると同時に、会場の出入口を閉鎖し、選挙権を有する出席者の数を確定しなければならない。

(投票用紙の交付)

第18条 投票用紙は、投票場において選挙管理委員から投票者に交付する。

(秩序維持)

第19条 投票は、厳正静粛に行い、選挙の秩序を乱すような行為をした者に対し選挙管理委員長はこれを制止し、又は退場させることができる。これにより退場させられた者は投票の最後に投票させる。

(投票の終了)

第20条 選挙管理委員長が投票終了を確認したときは、その旨を宣告し投票箱を閉鎖する。

2 前項の宣告があった後の投票は許さない。

(立会人の選任)

第21条 開票の立会人は、当該理事会において出席理事者の中から選任する。

(開票)

第22条 選挙管理委員は、投票箱を開き投票の総数と投票者の総数を計算し、投票の内容を調査する。

(投票の判定)

第23条 選挙管理委員会は無効投票の判定について、開票立会人の意見を聞かなければならない。

- 2 次の投票はこれを無効とする。
 - (1) 正規の投票用紙を用いないもの。
 - (2) 候補者以外の氏名を記載したもの。
 - (3) 単記投票の場合に数名の氏名を記載したもの。
 - (4) 連記投票の場合に定数を超えて記載したもの。
 - (5) 他事を記載したもの、但し敬称の類はこの限りではない。
 - (6) 候補者の氏名を確認しがたいもの。

(有効投票)

第24条 連記投票の場合に候補者と候補者でない者の氏名を連記したときは、候補者に対する投票を有効とする。

- 2 同一候補者の氏名を2個以上記載したときは、氏名1個だけを有効とする。
- 3 候補者の氏名が所定数に満たないときは、その数を有効とする。

(当選者の決定)

第25条 会長候補者は投票数の多い者を当選者とし、監事候補者は投票数の多い者から順次当選者とする。

- 2 同点の場合は再度決選投票を行う。

(候補者の欠如)

第26条 選挙は候補者についてこれを行なう。

- 2 候補者がいないとき、理事会の決議により別段の方法によることができる。
- 3 定員に満たない数の立候補者があった場合は、理事会出席者の過半数の賛成を得てこれを当選者とするを要する。

(当選者決定の処理)

第27条 選挙管理委員会は当選者が決定したときは、直ちにこれを議長(会長)に報告しなければならない。

- 2 前項の報告を受けた議長(会長)は、速やかに当選者並びに理事者に報告しなければならない。
- 3 選挙後、当選者は評議員会、総会にて承認を得なければならない。

(辞任)

第28条 当選者は、正当な事由がない限り辞任することはできない。

(選挙録)

第29条 選挙管理委員会は、選挙の経過を記録した選挙録を作製し、会長に提出、会長はこれを保存しなければならない。

(不正行為)

第30条 不正の方法又は行為により当選した者は、当選を無効とする。

(本則の改廃)

第31条 本則は理事会の決議がなければ改正又は廃止することはできない。

附 則

本規則は、平成26年4月1日から施行する。